

山口市中心市街地活性化対策資金融資保証料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口市中心市街地活性化対策資金融資制度要綱（以下「融資要綱」という。）に定めるところにより、中小企業者等が山口市中心市街地活性化対策資金の借受けの際に支払った信用保証料の補助措置を講じることにより、中心市街地での事業所の集積及び事業活動の増大を促進し、もって、中心市街地の活性化に寄与することを目的とする。

(保証料の補助)

第2条 市長は、融資要綱に定めるところにより、山口市中心市街地活性化対策資金の融資を受けた借受人（以下「借受人」という。）が、山口県信用保証協会に対して支払った保証料について補助するため、毎年度予算の範囲内で、山口商工会議所及び山口県央商工会、徳地商工会（以下「会議所及び商工会」という。）に山口市中心市街地活性化対策資金融資保証料補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 会議所及び商工会は、前項の補助金を借受人に支払わなければならない。

3 「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」（20240115 中庁第15号令和6年1月18日制定）に基づく保証料の上乗せ分は補助金の対象としないものとする。

4 補助金の額は、借受人が支払った保証料の額の2分の1以内の額とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(保証料補助金の交付申請)

第3条 会議所及び商工会は、補助金の交付を受けようとするときは、各月毎の信用保証実績に基づき、当該月の翌月15日までに、保証料補助金交付申請書（別記様式第1号）に必要書類を添え市長に提出しなければならない。

(借受人の保証料補助交付申請)

第4条 借受人は、補助金の交付を受けようとするときは、会議所及び商工会所定の方法により申請書を会議所及び商工会へ提出するものとする。

(保証料補助金の交付)

第5条 市長は第3条の申請書を受理し、内容を審査し適当と認めるときは、すみやかに補助金の交付を決定し、会議所及び商工会の提出する請求書を受理した日から15日以内に当該補助金を交付するものとする。

(調査)

第6条 市長は会議所及び商工会に対し、保証料の補助について報告を求め、又は関係書類等を

調査させることができる。

(保証料補助金の返還)

第7条 借受人は、当該融資の繰上償還により山口県信用保証協会から保証料の返還を受けたときは、会議所及び商工会に報告し、相当する補助金について返還しなければならない。会議所及び商工会は、返還を受けた補助金を市長に返還しなければならない。

(特例措置)

第8条 市長は、山口市中心市街地活性化対策資金融資制度要綱第2条第4項に規定する災害等の特段な事由により、中心市街地区内の事業所集積及び事業活動に深刻な影響が生ずると判断される場合には、この要綱に定める補助額その他の事項について特例措置を講ずることができる。

2 前項に規定する特例措置の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長がこれを決定する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に、合併前の山口市中心市街地活性化対策資金融資保証料補助金交付要綱の規定によりなされた決定その他の行為については、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別記様式第 1 号)

山口市長 様

山口商工会議所（又は商工会）

代表者

保証料補助金交付申請書

山口市中心市街地活性化対策資金融資保証料補助金交付要綱第 3 条に基づき、補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額

円